

全国障害者スポーツ大会さいたま市代表選手選考基準

（趣 旨）

- 1 この基準は、全国障害者スポーツ大会さいたま市代表選手（以下「代表選手」という。）の選考基準とする。
なお、代表選手の選考は、初めに代表選手候補者（以下「候補者」という。）を選考し、当該候補者の中から代表選手の最終決定を行うものとする。

（選考委員会の設置）

- 2 選手の選考にあたっては、別に定める「全国障害者スポーツ大会さいたま市代表選手選考委員会設置要綱」に基づき、公平かつ適正に選考を行う。

○ 個人競技

（選考方法）

- 3 選考は、埼玉県が代表選手選考の対象大会と定めた大会（以下「選考会」という。）等の成績をもとに、全国障害者スポーツ大会の大会記録との比較（％）を行い、原則として、成績上位の者から選考する。
ただし、卓球競技及びボッチャ競技については、対戦結果の比較が明確に数値化できないため、競技力評価により選考するものとする。
また、ボッチャ競技については、「立位」または「座位」いずれかの区分において、代表選手希望者を欠き、チーム編成が行えない場合は、全国障害者スポーツ大会への派遣を行わないものとする。

（未経験者への配慮）

- 4 原則として全国大会連続出場については3年までとする。3年連続出場した者は翌年の選考対象としないこととし、全国大会未経験者の出場に配慮するものとする。
なお、不慮の災害等により選考会が実施できなかった場合については、各競技団体等と協議を行ったうえで選考するものとする。

（競技種別毎の枠）

- 5 競技種別毎の参加枠については、開催地主催者が指定した参加枠に基づき、選考対象者の中から割り振るものとする。

（障害区分等の種別毎の枠）

- 6 障害区分（身体障害の肢体・聴覚・視覚等）、年齢、男女比、競技種目等をもとに全体のバランスを考慮しながら選考するものとする。

○ 団体競技

(選考方法)

7 各競技の監督から提出された評価調書に基づき選考するものとする。

ただし、関東ブロック大会代表選手については、各競技の監督から提出された参加申込書をもって代表選手とみなす。

○ さいたま市代表選手の決定

(代表選手決定)

8 競技毎に実施する練習会への参加を通じ、代表選手として集団による生活や行動に適應できると認められた候補者を、代表選手に決定するものとする。

また、代表選手は大会派遣期間中全日程参加可能な者とし、詳細は別途定める「全国障害者スポーツ大会さいたま市代表選手決定手続きについて」による。

(その他)

9 この規程に定めのない事項については、選考委員会において協議の上決定する。

※ この基準は、平成17年4月1日から施行する。

※ この基準は、平成18年2月10日から施行する。

※ この基準は、令和2年4月1日から施行する。

※ この基準は、令和3年2月1日から施行する。